

愛媛県在宅保健師等会会則

令和6年4月16日 制定

(目的)

第1条 本会は、住民の健康づくり及び健康寿命の延伸の一助となるよう、在宅保健師等のこれまでの豊富な知識及び経験を生かし、地域の保健・福祉活動等の発展や推進に寄与するため、会員相互の情報交換と資質向上を図ることを目的とする。

(名称及び事務局)

第2条 本会は「愛媛県在宅保健師等会」と称し、事務局を愛媛県国民健康保険団体連合会内におく。

(事業)

第3条 本会は、次に掲げる事業を行う。

- (1) 地域における保健・福祉活動の支援（別表1）
- (2) 研修会の開催並びに情報交換
- (3) 関係機関との連絡調整
- (4) その他本会の目的を達成するために必要な事業

(会員)

第4条 本会の会員は、第1条の趣旨に賛同し、愛媛県内で活動できる在宅保健師等とする。

(入会)

第5条 会員として入会しようとする者は、入会申込書（別紙）を事務局あてに提出するものとする。

(退会)

第6条 会員は、退会の意思を事務局に申し入れ、任意に退会することができる。

(総会)

第7条 総会は、会員をもって組織し、年1回開催する。

2 総会は会長が招集し、会長が議長となる。

3 総会は、会員の過半数の出席により成立する。ただし、委任状の提出をもって出席に代えることができる。また、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(総会の議決事項)

第8条 総会は次の事項について議決する。

- (1) 事業に関する事
- (2) 役員を選出に関する事
- (3) 会則の変更に関する事
- (4) 予算の承認及び事業の報告に関する事
- (5) その他、総会の議決を必要とする事項

(役員)

第9条 本会に、次の役員を置く。

- (1) 会 長 1人
- (2) 副会長 2人
- (3) 幹 事 若干名

(役員を選任及び任期)

第10条 会長及び副会長は役員会で選出し、幹事は会長が指名する。

- 2 役員任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、補欠役員任期は前任者の残任期間とする。

(役員会)

第11条 本会に役員会を置く。

- 2 役員会は、会の運営及び事務の円滑な推進を図るため必要に応じ開催する。
- 3 役員会は、役員過半数の出席により成立する。

(役員会の議決事項)

第12条 役員会は次の事項について議決する。

- (1) 総会に提出する議案に関する事
- (2) 会則の制定および変更に関する事
- (3) 会務の具体的方針の決定に関する事
- (4) 予算の承認及び事業の報告に関する事
- (5) その他役員会において必要と認めた事項

(経費)

第13条 本会の運営に要する経費は、会費、補助金等をもって充てる。

- 2 会費は、年1,000円とし、当該年度の6月30日までに納入する。
- 3 会費は、年度途中に加入した際も第2項の額を納入することとし、年度途中に退会した際の返金を行わない。

(個人情報の保護及びデータ管理)

第14条 本会の会員に関する個人を特定できる情報（以下「個人情報」という。）については、適切な安全管理措置を講じなければならない。

(個人情報の取得)

第15条 本会の運営に用いる個人情報は、入会申し込みの際に取得するものとし、入会者に対してはその利用目的を明らかにし、適法かつ適正な方法により取得するものとする。

2 前項の個人情報の取得方法は、本会への入会手続き等によるものとする。

(個人情報の利用目的)

第16条 本会が取得した個人情報の利用目的は、次に掲げる事項とし、利用目的外で使用し、または使用させてはならない。

- (1) 会員名簿の作成及び管理
- (2) 会員が第3条の事業に参画した際の保険者等への情報提供
- (3) 会員が第3条の事業に参画した際の委託料等の支払管理
- (4) 広報誌の作成及び発送
- (5) 会員向け研修会又は事業行事の広報
- (6) 運営に関する会員への連絡及び問合せ等
- (7) その他会員から同意を得た事項

(第三者提供の禁止)

第17条 本会が取得した個人情報は、当該事業の範囲内でのみ利用し、法に基づく場合を除き、第三者に提供してはならない。

(利用目的の変更)

第18条 本会の個人情報の利用目的は、原則として変更できない。

2 前項の規定にかかわらず、やむを得ない事由により利用目的を変更する場合は、変更前の個人情報の利用目的と関連する合理的な範囲で変更することができる。

附 則

この会則は、令和6年4月16日から施行する。

附 則

この会則は、令和7年6月17日から施行する。

附 則

この会則は、令和8年5月22日から施行する。

(別表 1)

業務の範囲	
1	特定健康診査に関する業務
	(1) 特定健診における問診・情報提供等
	(2) 特定健診受診後のフォローアップ (電話・訪問等)
	(3) 特定健診未受診者への受診勧奨 (電話・訪問等)
2	保健指導に関する業務
	(1) 特定保健指導
	(2) 特定保健指導対象者への利用勧奨 (電話・訪問等)
	(3) 健康教室・健康相談等
3	母子保健に関する業務
	(1) 母子健診
	(2) 母子健診受診後のフォローアップ (電話・訪問等)
	(3) 新生児訪問等
4	高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施に関する業務
	(1) 通いの場等での保健指導及び健康相談等
5	医療費適正化に関する業務
6	その他 (上記の他、市町等の求めに応じて実施する業務)